

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第15号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第1 (第3条関係)						別表第1 (第3条関係)							
危険品						危険品							
品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危 険 品 の 品 目	適用除外 の物品		品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危 険 品 の 品 目	適用除外 の物品	
					物 品	重 量 、 数 量 等						物 品	重 量 、 数 量 等
(中略)						(中略)							
7	そ の 他 危 険 物	毒物・劇 物		<u>沸</u> 化 水 素 酸		7	そ の 他 危 険 物	毒物・劇 物		<u>フ</u> <u>ッ</u> 化 水 素 酸			
(以下略)						(以下略)							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)